

○厚生委員会
内閣提出法律案(一〇件)

(注)※は予算関係法律案

号番	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
55	38※ 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案	37※ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	36※ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案	12※ 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改止する法律案	11※ 国民健康保険法の一部を改正する法律案	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案
	タ	タ	タ	タ	衆	
三一〇	二、一〇	二、二一	二、二二	二、二三	二、九	五、九
三一〇	二、一〇	二、二一	二、二三	二、二四	三、一五	五、二四
可決	五、三	可決	五、二	可決	四、一〇	可決
可決	五、一四	可決	五、三	可決	四、二	可決
三一〇	二、一〇	二、二一	二、二二	二、二三	二、二五	五、九
可決	四、三	修正	四、四	可決	四、七	可決
可決	四、三	修正	四、一〇	可決	四、八	可決

19	号番
法律案 の一部を改正する 社会保険労務士法	件名
提出者 厚生委員長 （五、六、二）	提出日 月付日
付月日 予備送	本院へ提出
付委員会 託	参議院
議委員会 決	付委員会 託
議本会議 決	衆議院
議委員会 決	参議院
議本会議 決	衆議院
	備考

衆議院議員提出法律案（二件）

5	2	号番
母子保健法の一部 を改正する法律案	寒冷地福祉手当支 給事業促進法案	件名
木庭健太郎君 （外二名） （五、三〇）	菅野壽君 （外九名） （五、三〇）	提出者 月付日
五、三	五、三	予備送
		提出へ
六、七	五、六、七	付委員会 託
	未了	参議院
未了	未了	議委員会 決
		議本会議 決
		付委員会 託
		議委員会 決
		議本会議 決
		備考

号番	件名	提出者	予備送付	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
23	20	20	20	20	20	20	20
心身障害者対策基 本法の一部を改正 する法律案	調理師法の一部を 改正する法律案	厚生委員長 (六二)	五 六 一〇	厚生委員長 五 六 三	月 日	月 日	
		六一	六一	六一	予備送付	本院へ提出	
		六二	六二	六二	付託委員会	付託委員会	
		六三	六三	六三	委員会決議	委員会決議	
		六四	六四	六四	本会議決議	本会議決議	
					付託委員会	付託委員会	
					議委員会決議	議委員会決議	
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	本会議 決議	本会議 決議	
六二	六三	六四	六三	六二	六二	六二	

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一
部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本法律案は、被用者年金制度全体の見直し措置が完了するまでの間ににおける当面の措置である制度間調整事業について、その運営の状況等を勘案し、日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置等を、当分の間、継続しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、政府が日本鉄道共済組合に対して交付する調整交付金について、平成二年度から平成四年度までの間の措置とされている特例的に減額する措置を、当分の間の措置とする。

二、実質的に拠出することとなる保険者の調整拠出金について、平成二年度から平成四年度までの間の措置とされている特例的に減額する措置を、当分の間の措置とする。

三、この法律は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法

の一部を改正する法律案についてであります。

被用者年金の制度間調整事業は、公的年金制度の一元化が完了するまでの間の当面の措置として、厚生年金及び共済年金に関する費用負担の調整を行うものであり、平成二年度から実施されています。

本法律案は、この制度間調整事業について、運営の状況等を勘案し、平成四年度までの措置とされている日本鉄道共済組合に対して交付する調整交付金の特例減額措置等について、当分の間、継続しようとするものであります。

委員会におきましては、年金制度の一元化等年金改革の理念と見通し、鉄道共済年金の財政破綻の原因と自助努力のあり方、年金財政に関する情報公開の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案についてであります。

本法律案は、近年における社会経済情勢の変化や人口の高齢化により、低所得者や高齢者の加入割合が著しく高まるなど、制度

の構造的な問題によりその運営が不安定なものとなつてている国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び負担の公平化を図るため当面の緊急措置として、平成五年度及び六年度において、財政安定化支援事業の制度化及び財政基盤安定化措置に係る国庫負担の変更等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、給付と負担の公平化等医療保険制度の見直し、保険料負担の平準化と地方財政措置の趣旨の徹底、保健施設事業の推進とゴールドプランの支援等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

要旨

本法律案は、近年における社会経済情勢の変化や人口の高齢化

により、低所得者や高齢者の加入割合が著しく高まるなど、国民健康保険制度の構造的な問題によりその運営が不安定なものとなつている現状等にかんがみ、国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び保険料負担の公平等を図るため、当面緊急に講ずべき措置として、平成五年度及び平成六年度において、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化等を行おうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、市町村は、国民健康保険の財政の安定化等に資するため、低所得者の加入割合が大きいことなど保険者たる市町村の責めに帰することができない理由により国民健康保険財政が受けける影響を勘案して算定した額を、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることとする。

二、市町村は、国民健康保険の財政基盤の安定化措置として、低所得者に係る保険料軽減相当額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れ、これに対し国はその二分の一を負担することとされていたものを、政令で定める基準により算定した額に改める。（国庫負担の変更に伴う地方財政への影響額については、その全額について、別途、所要の地方財政措置を講ずることとされている。）

三、この法律は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

一〇四ページ参照

薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、最近の国民の医薬品等に対する需要の高度化及び多様化にかんがみ、希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための措置を講ずるとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のための措置を講じ、あわせて、これらの措置に関連する業務を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせ、その名称についても医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と改めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

第一 薬事法関係

一、希少疾病用医薬品等の指定

厚生大臣は、次の1及び2に該当する医薬品又は医療用具を、申請に基づき、希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具（以下「希少疾病用医薬品等」という。）として指定することができるものとする。

1 対象者の数が、本邦において厚生省令で定める人数に達

しないこと。

- 2 特に優れた使用価値を有することとなる物であること。
二、優先審査

厚生大臣は、希少疾病用医薬品等、その他の医療上特にその必要性が高いと認められる医薬品又は医療用具について、承認に係る審査を優先して行うことができるものとする。

三、再審査期間の延長

希少疾病用医薬品その他厚生省令で定める医薬品として厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて指定するものの再審査に係る調査期間を、その製造の承認のあった日後十年を超えない範囲において厚生大臣の指定する期間とする。

四、資金の確保及び税制上の措置

国は、希少疾病用医薬品等の試験研究を促進するのに必要な資金の確保に努めるものとともに、税制上の措置を講ずるものとする。

五、製造業及び輸入販売業の許可の有効期間の延長

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の製造業等の許可の有効期間を、「三年を下らない政令で定める期間」とする。

六、製造業及び輸入販売業の許可の要件の追加

政令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者等

の許可及び許可の更新等の要件として、これらの製造管理及び品質管理の方法に関する基準に適合することを追加する。

七、医薬品等の製造承認等の簡素化

厚生大臣が基準を定めて指定する医薬品及び医薬部外品について、製造等の承認を不要とする。

第一 医薬品副作用被害救済・研究振興基金法関係

一、業務の追加

医薬品副作用被害救済・研究振興基金の業務として、1及び2の業務を追加する。

- 1 希少疾病用医薬品等に関する試験研究に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 2 希少疾病用医薬品等に関する試験研究に係る指導及び助言を行うこと。

二、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の題名改正

「医薬品副作用被害救済・研究振興基金法」の題名を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法」に改める。

三、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の名称の改正及び業務の追加

「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」の名称を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改め、同機構は、行政庁の委託を受けて、医薬品の審査に必要な調査その他医

薬品の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務等を行うこととする。

第三 施行期日

この法律は、平成五年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の五から七まで及び第二の二及び三の事項等については、平成六年四月一日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

難病、エイズ等を対象とする医薬品や医療用具は、医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないとことにより、十分にその研究開発が進んでいない現状にあります。また、医療をめぐる国民のニーズの多様化等に対応して、安全かつ良質な医薬品等を一日も早く医療の現場に提供することが必要とされておりま

す。
かかる現状にかんがみ、本法律案は、希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための措置を講ずるとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のための措置を講じ、あわせて、これらの措置に関する業務を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせ、その名称についても医薬品副作用被害救済・研究振興

調査機構に改めようとするものであります。

委員会におきましては、難病治療薬その他の希少疾病用医薬品等の研究開発の促進策、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の円滑な業務運営、国民医療の見地に立った医療・薬事行政の展開等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案は、福祉用具の研究開発及び普及を促進することにより、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資するため、基本方針の策定、厚生大臣が指定する法人による福祉用具の研究開発及び普及に対する助成並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構による福祉技術の向上のための研究に対する助

成等、国、地方公共団体等がそれぞれ所要の措置を講ずることとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一 目的

この法律は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もつてこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。

二 定義

この法律において「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人（以下単に「老人」という。）又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

三 基本方針の策定及び公表

- 1 厚生大臣及び通商産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。
- 2 基本方針を定めるに当たっては、老人及び心身障害者の心身の特性等並びに福祉用具に係る技術の動向を十分に踏まえるとともに、福祉用具の研究開発と普及が相互に連携して行われるように留意しなければならない。

四 関係者の責務

- 1 国は、この法律の目的を達成するために必要な福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、福祉用具の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 福祉用具の製造の事業を行う者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性等を踏まえ、福祉用具の品質の向上及び利用者等からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

五 指定法人

- 1 厚生大臣は、社会福祉の増進を図ることを目的として設立された民法法人であつて、助成業務、福祉用具に係る情報の収集及び提供、福祉用具の利用の効果に関する評価、都道府県の講ずる措置の実施に関する協力等を適正かつ確実に行うことができる限り、指定法人とすることができる。
- 2 社会福祉・医療事業団は、福祉用具の研究開発及び普及に係る助成業務を指定法人に行わせるものとする。
- 3 社会福祉・医療事業団は、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、交付金を交付することができる。

六 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

新エネルギー・産業技術総合開発機構は、福祉用具に関する

産業技術の研究開発を促進するため、産業技術の実用化に関する研究開発であつて、福祉用具に係る技術の向上に資するものに対する助成業務等を行うものとする。

七 地方公共団体の講ずる措置

- 1 市町村は、福祉用具の利用者が心身の状況等に応じて、福祉用具を適切に利用できるよう、福祉用具に関する情報の提供、相談その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、福祉用具の研究開発及び普及を促進することによ

り、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資するため、基本方針の策定並びに厚生大臣が指定する法人及び新エネルギー・産業技術総合開発機構による助成等、国、地方公共団体等がそれぞれ所要の措置を講じることとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の背景と利用者の声を反映した基本方針の策定、福祉用具に関する情報提供・相談業務の中核施設としての在宅介護支援センターの整備充実、産業育成を考慮した事業者への支援等の諸問題について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

要旨
本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るた

め、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて二・六六パーセント引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給する等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の拡充

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、第一項症の場合、平成五年四月分から五百三十五万六千円（現行額五百二十一万七千円）に増額する等とする。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成五年四月分から百八十一万八千九百円（現行額百七十七万二千四百円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。

二 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充

1 国債（再継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面百八十万円、十年償還の無利子の国債を支給する。

2 昭和五十八年四月一日以後に死亡した戦傷病者等の妻についても、所要の措置を講ずるものとする。

三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充

- 1 国債（四回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面九十万円、五年償還の無利子の国債を支給する。
- 2 昭和五十八年四月一日以後に死亡した戦没者の父母等についても、所要の措置を講ずるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する（衆議院修正）。ただし、一の2及び二の2については、同年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給する等の措置を講じることとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、中国人被爆者への対応及び中国残留婦

人の帰国の促進、年金等の支給に係る国籍要件、旧ソ連抑留中死亡者等の遺骨収集の推進等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、母子家庭及び寡婦の福祉の一層の増進を図るために、都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合することにより、これらの貸付金に係る資金の有効な活用等を図るとともに、母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を社会福祉事業として位置付けようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合する。

2 貸付金の償還金のうち貸付事務に要する費用に充当できる限度については、政令で定めるものとする。

3 特別会計において、剩余金の額が政令で定める額を超える場合における国への償還及び都道府県の一般会計への繰入れに係る規定等を整備する。

二、専門的な助言、指導等を行う事業の社会福祉事業への位置付け

母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を福祉の措置として加え、当該事業を社会福祉事業とする。

三、施行期日等

この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、二については、同年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、母子家庭及び寡婦の自立を促進し、福祉の一層の増進を図るため、都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合することにより、これらの貸付金に係る資金の有効な活用等を図るとともに、

母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を社会福祉事業として位置づけようとするものであります。

委員会におきましては、福祉資金の貸付対象及び条件の改善、父子家庭に対する支援策の充実、多様な需要にこたえる保育所のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、老人訪問看護事業の普及を図るため、社会福祉・医療事業団及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、同事業に要する資金の貸付けの業務を追加しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

一、社会福祉・医療事業団法の一部改正

社会福祉・医療事業団が、指定老人訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けることとする。

二、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

沖縄振興開発金融公庫が、沖縄において指定老人訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、当該事業に必要な長期資金を貸し付けることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、要介護老人に対して在宅ケアを提供する老人訪問看護事業の普及を図るため、同事業に対する低利融資制度を創設することとし、社会福祉・医療事業団及び沖縄振興開発金融公庫の業務に老人訪問看護事業に要する資金の貸し付けの業務を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、老人訪問看護事業の在宅福祉対策における位置づけ、看護療養費等費用負担のあり方、社会福祉・医療

事業団の融資内容の充実等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

診療放射線技師法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

要旨

本法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図るため、診療放射線技師の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、診療放射線技師の業務に、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかるわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うことを加えること。
二、診療放射線技師は、他の医療関係者と緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとする。

三、診療放射線技師は、正当な理由がなく、業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとする。

四、罰金の額の引上げを行う。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、三及び四については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図ろうとするものであります。

まず、診療放射線技師法の一部を改正する法律案は、診療放射

線技師の業務として、従来のエックス線撮影などに加えて、政令で定める比較的安全な磁気共鳴画像診断装置その他の画像診断装置を用いた検査業務を追加するとともに、守秘義務及び他の医療関係職種との連携規定を設けようとするものであります。

次に、視能訓練士法の一部を改正する法律案は、視能訓練士の業務として、従来の両眼視機能の回復のための矯正訓練やそのための検査に加えて、人体に影響を及ぼす程度が高い眼科に係る検査を行うことを追加するとともに、他の医療関係職種との連携規

定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、医療関係職種間の業務分担のあり方と新職種についての検討、チーム医療促進のための連携強化、養成課程の見直しの必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

視能訓練士法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図るため、視能訓練士の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、視能訓練士の業務に、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、眼科に係る検査（人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生省令で定めるものを除く。）を行うことを加え

る。

二、視能訓練士は、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、

診療の補助として、一の業務を業として行うことができるもの

とする。

三、視能訓練士は、他の医療関係職種との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとする。

四、罰金の額の引上げを行う。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、四について

は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

精神保健法等の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、近時の精神障害者等の社会復帰に関する状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配意しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項、仮入院に関する事項その他の事項に関し

て所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

一、総則に関する事項

1 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 精神障害者の定義を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」とする。

二、精神障害者地域生活援助事業に関する事項

1 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者地域生活援助事業（グループ・ホーム事業）を行うことができるものとするとともに、当該事業を社会福祉事業法の第二種社会福祉事業とする。

2 国及び都道府県は、当該事業に要する費用等の一部を補助することができるものとする。

三、精神障害者社会復帰促進センターに関する事項

厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発広報並びに訓練及び指導等に関する研究開発等を行う民法法人を、精神障害者社会復帰促進センターとして指定できるものとする。

四、保護者に関する事項

保護義務者の名称を「保護者」に改め、当該保護者は、退院する措置入院者の引取りに係る義務を行うに当たっては、保健・医療・福祉の各分野において必要な援助を求めることができるものとする。

五、仮入院等に関する事項

- 1 仮入院の期間の限度を二週間から一週間に短縮する。
- 2 精神病院その他法定施設以外の場所への精神障害者の収容を禁止する規定を削除する。

六、大都市の特例に関する事項

精神保健法の規定中都道府県が処理することとされている事務等で政令で定めるものは、地方自治法の指定都市においては、当該指定都市が処理するものとする。

七、資格制限の緩和

栄養士、診療放射線技師、調理師、製菓衛生師等の免許及びけしの栽培の許可について、精神障害者であることを相対的欠格事由等とする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、六については、平成八年四月一日から施行するものとする。

九、検討

政府は、この法律の施行後五年を日途として、改正後の精神保健法の規定の施行の状況及び精神保健を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（衆議院修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年の精神衛生法の改正後五年間における状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者的人権に配意しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神保健法その他の関係法律を見直し、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項について規定するとともに、仮入院の限度期間の短縮、大都市特例の創設、精神障害者に係る資格制限の見直し等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、法律施行後五年を日途とする検討について修正が行われております。

委員会におきましては、精神障害者的人権に配慮した医療の確保、社会復帰施設等の早急な整備、精神科ソーシャルワーカー等

の国家資格制度の創設等の諸問題について質疑が行われました
が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案
どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第一九号）

要旨

本法律案は、社会保険労務士制度の実情等にかんがみ、社会保
險労務士の資質の向上等を図るため、社会保険労務士会への入会
制度を整備するとともに、社会保険労務士の職務内容を明確にす
る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次の
とおりである。

一、職務内容の明確化

社会保険労務士の労働に関する相談・指導業務の重点が、労
務管理に関する相談・指導にあることを明確にする。

二、試験科目名の変更

一に対応して、試験科目中の労働に関する一般常識の試験内
容を充実させることとし、当該試験科目名を変更する。

三、帳簿の保存期間の延長

開業社会保険労務士の業務の一層の適正な運営の確保を図る
ため、その業務に関する帳簿の保存期間を一年から二年に改め
る。

四、登録即入会制への移行

四

社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた時
に、当然、社会保険労務士会の会員となるものとする。

五、経過措置

この法律の施行の際現に社会保険労務士会の会員でない社会
保険労務士は、この法律の施行後三年を経過する日までに社会
保険労務士会の会員とならなかつたときは、その登録を抹消さ
れるものとする。

六、施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会
における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、社会保
險労務士制度の実情等にかんがみ、社会保険労務士の資質の向上等
を図るため、社会保険労務士会への入会制度を整備するととも

に、社会保険労務士の職務内容を明確にする等の措置を講じようとするものであります。

次に、調理師法の一部を改正する法律案は、国民の食生活における近年の外食依存の傾向にかんがみ、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の資質の向上を目的とする研修等の事業の円滑な実施に資するため、これらの調理師にその氏名、住所等の届け出を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし審査を行いましたが、別に質疑もなく、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

調理師法の一部を改正する法律案（衆第一〇四号）

要旨

本法律案は、国民の食生活における近年の外食依存の傾向にかんがみ、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の資質の向上を目的とする研修等の事業の円滑な実施に資するため、これらの調理師にその氏名、住所等の届け出を行わせようとするものであります。その主な内容は、次のとおりである。

一、就業する調理師に係る届出制度の創設に関する事項

1 飲食店等で調理の業務に従事する調理師は、「二年」とに氏名、住所等の事項を、就業地の都道府県知事に届け出なければならないものとする。

2 都道府県知事は、民法第三十四条の法人であつて当該都道府県知事があらかじめ指定する者に、1の届出の受理に係る事務の全部又は一部を行わせることができるものとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前ページ参照